

「県民防災デー（防災点検の日）」を定める要綱

（趣旨）

第1条 本県に大きな教訓を与えた東日本大震災を風化させることなく、今後の地震や津波、豪雨などの様々な災害に備えるため、県全体の防災に対する意識をより一層高め、県民一人ひとりが防災について考える（自助）とともに、地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」の仕組みを確認し、避難や備蓄など具体の行動に繋がられるよう、ここに「県民防災デー（防災点検の日）」を定める。

（県民防災デー（防災点検の日））

第2条 「県民防災デー（防災点検の日）」は、毎年3月11日とする。

（県の取組み）

第3条 県は、市町村や学校、防災に関係する機関及び団体、県民等との連携・協力の下、「県民防災デー（防災点検の日）」の趣旨に沿い、県全体の防災に対する意識をより一層高め、災害に備えるための様々な取組みを行うものとする。

（その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか、「県民防災デー（防災点検の日）」に関し必要な事項は、別に定める。

（附則）

この要綱は、令和6年1月31日から施行する。